

就学援助制度（平成31年度）

就学援助とは、所得を要件（生活保護に準ずる程度）に、学用品費や給食費など、学校で必要な費用を援助する制度です。

希望されるかたは、申請書を提出してください。

問い合わせ先 箕面市教育委員会事務局
子ども未来創造局学校生活支援室
（箕面市役所 別館3階）
電話 072-724-6760（直通）

【申請資格】 箕面市立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、経済的な理由によって就学させることが困難なかた

【支給費目】

- ◆入学準備金 入学前幼児 50,600 円
（平成32年度（2020年度）に箕面市立小学校へ入学されるかたのみ）
小学校 6年生 57,400 円
（平成32年度（2020年度）に箕面市立中学校へ入学されるかたのみ）
- ◆学用品費等 小学校 1年生 11,520 円（年間） 中学校 1年生 22,510 円（年間）
小学校 2～6年生 13,770 円（年間） 中学校 2,3年生 24,760 円（年間）
（途中認定の場合、認定日より月割りで支給します。）
- ◆校外活動費 実費を援助します。
- ◆修学旅行費 実費を援助します。
- ◆通学費 実費を援助します。
- ◆学校病治療費 学校病（下の疾病）の医療費を援助します。
受診前に学校に医療券を申請してください。受診の際に医療券を医療機関に提出すると医療費が無料になります。
対象病名…トラコーマ・結膜炎・白癬・疥癬・膿痂疹（とびひ）
中耳炎・慢性副鼻腔炎・アデノイド・う歯（虫歯）・寄生虫病
※「アレルギー性結膜炎」及び「アレルギー性副鼻腔炎」は対象外です。
- ◆学校給食費 実費を援助します。

【認定基準】

次のAまたはB、いずれかの要件を満たしている世帯が認定されます。

A. 前年中（平成30年中）の世帯全員の所得金額の合計が認定基準額以下であること

＜認定基準額＞

①学校給食費以外の支給費目：生活保護法による需要額（世帯人数・年齢構成・住宅状況などにより異なります。）の1.2倍

②学校給食費：生活保護法による需要額の1.0倍

※次ページの認定基準額表（試算例）を参考にしてください。

※所得金額とは…給与所得者→源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」

事業所得者→総収入から必要経費を差し引いた後の金額

B. 平成31年度に次のいずれかの項目に該当する世帯

・児童扶養手当（ひとり親家庭が対象）が支給されている（※児童手当ではありません。）

・罹災により、世帯における経済状態・生活状況が著しく悪化している

※Bに該当する場合は、学校給食費を含む全ての支給費目について認定されます。

【給付方法】

箕面市教育委員会から、保護者の口座へ振り込みます（ただし、学校病治療費を除く）。

【申請に必要な書類】

◆申請書（教育委員会・各学校にて配布。また、市ホームページからもダウンロード可。）

※申請する児童・生徒1人につき1枚ずつの記入が必要です。

※必ず所得申告を済ませて申請してください。未申告の場合は認定できません。

※平成31年（2019年）1月2日以降に他市より転入されたかたは、世帯の所得を証明する書類が必要です。（平成30年分源泉徴収票の写し、平成30年分確定申告書の控え、平成31年度課税証明書の写しなど）

◆認定基準Bのうち、罹災による認定申請をする場合

…「罹災証明書」の写し及び現在の経済状態を証明する書類（給与明細など）

【申請及び認定の期間】 ※入学前幼児への入学準備金については、別途ご案内します。

◆5月31日までに申請されたかた（4月以降の転入者を除く）

…当該年度の4月～3月分のうち、対象となるものについて給付されます。

◆6月1日～3月1日までに申請されたかた

…受け付けた翌月の認定として、認定月以降対象となるものについて給付されます。

◆認定の効力は、いずれの場合も、認定された月からその年度の末日もしくは資格喪失（辞退・市外へ転居など）の月までとなります。

【受付場所】 各学校または箕面市教育委員会学校生活支援室（市役所別館3階）

【次年度以降の申請について】

毎年度の申請が必要です。今年度、認定を受けられたかたで、来年度も就学援助を希望される場合は、来年度にも改めて申請書を提出してください。

認定基準額<生活保護法による需要額に基づく試算例>

※以下は平成31年度（2019年度）の基準を基に試算したものです。（年度により変動があります。）

※年齢・家賃の額などによって基準額が異なりますのでご注意ください。

※「給食」は学校給食費を含む全ての支給費目を援助する認定基準額、「他」は学校給食費以外の支給費目を援助する認定基準額を表します。

年齢は平成31年（2019年）4月1日現在の満年齢

持ち家の場合				借家の場合			
世帯人員	家族構成	年齢（歳）	認定基準額（円）	世帯人員	家族構成	年齢（歳）	認定基準額（円）
2人	母（父）	20～40	給食：1,489,180 他：1,787,016	2人	母（父）	20～40	給食：2,053,180 他：2,463,816
	小学生	6～11			小学生	6～11	
	母（父）	41～59	給食：1,586,380 他：1,903,656		母（父）	41～59	給食：2,150,380 他：2,580,456
	中学生	12～14			中学生	12～14	
3人	父	20～40	給食：1,928,520 他：2,314,224	3人	父	20～40	給食：2,540,520 他：3,048,624
	母	20～40			母	20～40	
	小学生	6～11			小学生	6～11	
	父	41～59	給食：2,028,400 他：2,434,080		父	41～59	給食：2,640,400 他：3,168,480
	母	41～59			母	41～59	
	中学生	12～14			中学生	12～14	
4人	父	20～40	給食：2,170,770 他：2,604,924	4人	父	20～40	給食：2,782,770 他：3,339,324
	母	20～40			母	20～40	
	小学生	6～11			小学生	6～11	
	幼児	3～5			幼児	3～5	
	父	41～59	給食：2,403,770 他：2,884,524		父	41～59	給食：3,015,770 他：3,618,924
	母	41～59			母	41～59	
	中学生	12～14			中学生	12～14	
	小学生	6～11			小学生	6～11	
5人	父	41～59	給食：2,754,300 他：3,305,160	5人	父	41～59	給食：3,366,300 他：4,039,560
	母	20～40			母	20～40	
	中学生	12～14			中学生	12～14	
	小学生	6～11			小学生	6～11	
	小学生	6～11			小学生	6～11	
	父	41～59	給食：2,739,740 他：3,287,688		父	41～59	給食：3,351,740 他：4,022,088
	母	41～59			母	41～59	
	兄弟	15～17			兄弟	15～17	
	中学生	12～14			中学生	12～14	
	小学生	6～11			小学生	6～11	

給食：生活保護法による需要額の1.0倍の額

他：生活保護法による需要額の1.2倍の額

就学援助 記入例 同意書

(宛先) 箕面市教育委員会

●●●●年 ▲月 ▲▲日申請

以下のとおり、就学援助を申請します。なお、この申請にあたっては、次の点について同意します。

- ① 箕面市教育委員会が申請者世帯全員の住民基本台帳及び市民税課税台帳を確認すること。
② 箕面市教育委員会が申請者世帯の生活保護・児童扶養手当の受給状況を確認すること。
③ 学校に納める諸費等に未納が生じ、当該徴収費目に対し就学援助費の給付が行われる場合には、給付した就学援助費を充当すること。

申請者情報欄: 現住所 箕面市西小路●-●-▲▲, 保護者等名 箕面 二郎 (印), 電話番号 123-456-7890, (フリガナ) ミノオ ハナコ, 児童生徒名 箕面 花子, 生年月日 ●●●●年 ▲月 ▲▲日, 男 (女), 在籍校名 箕面市立 ●●●●小学校 1年

本人(児童生徒)をのぞく家族構成欄: 上フリガナ 下氏名漢字, 続柄, 性別・年齢・生年月日, 職業・現在の学校名. Includes a note: 申請者本人と同居しているご家族全員を記入してください.

住居: 1 持家, 2 賃貸住宅 (家賃月額 50,000 円), 該当事項: 1 児童扶養手当受給, 2 罹災

就学援助の支給に係る振込依頼書

就学援助が認定された場合は、次の口座へ振込みを依頼します。

(保護者氏名)

箕面 二郎 (印)

※いずれかに☑をしてください。

- [x] 学校徴収金の振替口座を希望 (口座情報の記載は不要です。)
[] 上記以外の口座を希望 (下記へ記載してください)

金融機関名, 銀行・信用農協・(), 預金種別, 普通・当座, 口座名義 (カタカナ). Includes a note: 学校徴収金の振替口座と同一口座への振込希望の場合は☑のみ